

会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

会計規則等の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア [略] イ 地方法人特別税 ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] (3)~(5) [略]	(整理区分) 第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。 (1) [略] (2) 保管金 ア [略] イ <u>特別法人事業税及び地方法人特別税</u> ウ [略] エ <u>軽自動車税の環境性能割</u> オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] (3)~(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第2条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(東京事務所) 第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。 (1)~(4) [略] (5) 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった <u>県税及び地方法人特別税</u> に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分に関すること。 (6)~(11) [略] 2 [略] 別表第2 1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務(第20条-第22条関係)	(東京事務所) 第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。 (1)~(4) [略] (5) 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった <u>県税、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割</u> に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分に関すること。 (6)~(11) [略] 2 [略] 別表第2 1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務(第20条-第22条関係)

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営 企画 部	経営 企画 部 地域振 興セ ンタ ー	総務 部	総務 部 総務セ ンタ ー	県税 部	
[略]						
86 県税及 び地方 人特別税 並びにこ れらに附 帯する徴 収金の賦 課徴収及 び滞納処 分に関す ること。	[略]					
[略]						
[略]						
2～4 [略]						

分掌事務	分掌の区分					備考
	経営 企画 部	経営 企画 部 地域振 興セ ンタ ー	総務 部	総務 部 総務セ ンタ ー	県税 部	
[略]						
86 県税、 特別法人 事業税、 地方人 特別税及 び軽自動 車税の環 境性能割 並びにこ れらに附 帯する徴 収金の賦 課徴収及 び滞納処 分に関す ること。	[略]					
[略]						
[略]						
2～4 [略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務)	(条例別表第2の規則で定める事務)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～18 [略]	2～18 [略]
19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。	19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申	(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申

<p>告に対する応答</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 岩手県県税条例第103条の4第1項第1号に規定する身体障害者等に係る自動車税又は自動車取得税の免除の申請（当該自動車税又は自動車取得税の申告の際の申請を除く。）</p> <p>20～31 [略]</p>	<p>告に対する応答</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 岩手県県税条例第107条の6第1項第2号に規定する身体障害者等に係る自動車税の環境性能割又は種別割の免除の申請（当該自動車税の申告の際の申請を除く。）</p> <p>20～31 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第4条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>（東京事務所長等専決事項）</p> <p>第43条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センターに置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長									<p>（東京事務所長等専決事項）</p> <p>第43条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税、<u>特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割</u>に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センターに置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別法 人事業税 及び特別 法人事業 譲与税に 関する法 律（平成</td> <td>第8条</td> <td>徴収金 の賦課 徴収</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長	1 特別法 人事業税 及び特別 法人事業 譲与税に 関する法 律（平成	第8条	徴収金 の賦課 徴収	○	○	○	○	
事務				条項	内容	専決権者				備考																															
	副局長	部長	部に置く室の長			センターに置く室の長																																			
事務	条項	内容	専決権者				備考																																		
			副局長	部長	部に置く室の長	センターに置く室の長																																			
1 特別法 人事業税 及び特別 法人事業 譲与税に 関する法 律（平成	第8条	徴収金 の賦課 徴収	○	○	○	○																																			

<p>1 地方法 人特別税 等に関する 暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務</p>	<p>[略]</p>	<p>31年法律 第4号) の施行に 関する事 務</p>						
<p>2 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>2 地方税 法等の一 部を改正 する等の 法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務</p>	<p>[略]</p>					
		<p>3 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関する事務</p>	<p>附則第29条の9第1項</p>	<p>徴収金の賦課徴収</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>4 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>4 [略]</p>	<p>[略]</p>					

<u>3</u> [略]	[略]		
<u>4</u> 会計規則の施行に関する事務	[略]	県税及び <u>地方</u> 法人特別税に係る徴収金の不納欠損の処理	[略]

[略]

<u>5</u> [略]	[略]		
<u>6</u> 会計規則の施行に関する事務	[略]	県税、 <u>特別法</u> 人事業税、 <u>地</u> 方法人特別税及び <u>軽自動車</u> 税の <u>環</u> 境性能割に係る徴収金の不納欠損の処理	[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。